

「家庭教育支援条例」をめぐる近年の動向について

—「福井県家庭教育支援条例」を中心に—

友野 清文 (現代教育研究所所員 総合教育センター)

はじめに

筆者はこれまでいくつかの自治体で制定されている「家庭教育支援条例」の内容や、その審議過程について分析を行った^{*1}。「家庭教育支援条例」^{*2}は、2013年4月に施行された熊本県を皮切りに、2018年3月の埼玉県志木市まで、8県(制定順に、熊本県・鹿児島県・静岡県・岐阜県・群馬県・徳島県・宮崎県・茨城県)・6市(同じく、石川県加賀市・長野県千曲市・和歌山県和歌山市・鹿児島県南九州市・愛知県豊橋市・埼玉県志木市)で制定された。しかしその後続く自治体は現れなかった^{*3}。

ところが2020年10月に福井県で「家庭教育支援条例」が成立した。また他の地方議会でも「家庭教育支援条例」制定を求める議論が行われている。

本稿は、2020年10月に制定された「福井県家庭教育支援条例」についての議論を検討する。基本的にはこれまでの条例制定を巡る議論と共通した点が多いが、改めてその内容と論点を確認したい。

1 条例の内容

福井県家庭教育支援条例は2020年10月12日に公布された。全文は以下の通りである(一部略)。

福井県家庭教育支援条例

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣および自立心の育成等は、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて家庭で育まれるものである。家庭教育においては、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる幼少期が特に重要な時期であるため、保護者の役割が極めて重要である。

共働き世帯が多い福井県では、これまで全国に比べて高い三世同居および近居率ならびに地域のつながりの強さを背景に、祖父母および地域の協力のもとに、家庭、地域、学校等が連携して行う家庭教育が実践されてきており、全国トップクラスである子どもの学力および体力を支えている。

一方、人口減少および核家族化は本県においても進行しており、地域のつながりの希薄化、一人親世帯といった家族形態の多様化等、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子育ての悩みまたは不安を抱えた保護者が孤立し、家庭教育が困難な状況に陥ることが懸念される。

そこで、これまで行われてきた家庭教育支援に関する施策をさらに推進し、保護者が、家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を果たすとともに、安心して家庭教育を行えるよう、行政、学校、地域、事業者その他の関係者が一体となって支援していくことが必要である。

ここに、保護者はもとより、全ての県民が家庭教育の重要性を改めて認識し、子どものかけがえのない個性を尊重した家庭教育を実現するとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立ならびに子どもの自立心の育成および心身の調和のとれた発達に寄与することを目指して、この条例を制定する。

「家庭教育支援条例」をめぐる近年の動向について

(目的)

第一条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、県の責務および保護者、祖父母、学校等、地域住民、地域活動団体および事業者の役割等を明らかにするとともに、家庭教育の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本事項を定め、もって子どもの生活のために必要な習慣の確立ならびに子どもの自立心の育成および心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他の子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）が生活のために必要な習慣を身に付けさせる等その子どもに対して行う教育をいう。

2～6 (略)

(基本理念)

第三条 全ての県民は、家庭が教育の原点であって、全ての教育の出発点であることを理解しなければならない。

2 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、県、市町、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が家庭教育の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

3 家庭教育の支援は、一人一人の子どものかけがえのない個性を尊重するとともに、多様な家庭環境に配慮して行われなければならない。

4 家庭教育の支援は、幼少期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、とりわけ家庭における就学前教育に重点を置いて行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育の支援に関する施策を総合的に策定し、および推進しなければならない。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、および推進するに当たっては、保護者をはじめ、市町、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、および協働して取り組むものとする。

3 県は、第一項の規定により施策を策定し、および推進するに当たっては、保護者および子どもの障がいの状況、保護者の経済状況その他の家庭状況の多様性に十分配慮するものとする。

(市町への支援)

第五条 県は、市町が家庭教育の支援に関する施策を策定し、および推進するに当たっては、市町に対して情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(国との連携)

第六条 県は、国と連携協力して家庭教育の支援に関する施策を推進するとともに、家庭教育の支援に関して必要があると認めるときは、国に対して必要な施策を講ずるよう求めるものとする。

(保護者の責務および役割)

第七条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有することを自覚しなければならない。

- 2 保護者は、子どもに愛情をもって接し、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立ならびに子どもの自立心の育成および心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らも保護者として成長していくよう努めるものとする。
- 3 保護者は、幼少期における家庭教育を充実させるため、学校等と連携協力するよう努めるものとする。

(祖父母の役割)

第八条 祖父母は、基本理念にのっとり、子育てに関する知恵および経験を生かし、保護者と連携協力しながら、家庭教育の支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第九条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民および地域活動団体と連携協力して、子どもの健全な成長のために必要な集団生活における規律等を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、およびその心身の調和のとれた発達を図ることにより、家庭教育の支援に努めるものとする。

- 2 学校等は、県および市町が推進する家庭教育の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民および地域活動団体の役割)

第十条 地域住民および地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者および学校等と連携協力して、地域における歴史、伝統、文化および行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるとともに、家庭教育の支援に関する取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 地域住民および地域活動団体は、県および市町が推進する家庭教育の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第十一条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、県および市町が推進する家庭教育の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(親としての学びの支援)

第十二条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援するため、その学習方法の調査研究の推進およびその成果の普及を図るものとする。

- 2 県は、親としての学びの機会を提供するとともに、祖父母、市町、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が行う取組に対して必要な支援を行うものとする。

(親になるための学びの支援)

第十三条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援するため、その学習方法の調査研究の推進およびその成果の普及を図るものとする。

- 2 県は、親になるための学びの機会を提供するとともに、祖父母、市町、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が行う取組に対して必要な支援を行うものとする。

(就学前教育の充実)

第十四条 県は、家庭における就学前教育の充実を図るため、学習環境の整備、学習機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、家庭における就学前教育の円滑化を図るため、幼稚園等（幼稚園、保育所および認定こども園そ

「家庭教育支援条例」をめぐる近年の動向について

他の保護者の委託を受けてその乳児または幼児を保育することを目的とする施設をいう。次項において同じ。) に対して必要な支援を行うものとする。

3 幼稚園等は、保護者と連携協力して、家庭における就学前教育の充実に努めるものとする。

(人材養成等)

第十五条 県は、大学その他の専門的知識を有する関係機関と連携を図り、家庭教育の支援を行う人材の養成および資質の向上ならびに家庭教育の支援を行う関係者相互の連携を図るものとする。

(多様な家庭環境に配慮した支援)

第十六条 県は、多様な家庭環境に配慮した家庭教育の支援に関する施策を推進するため、保護者をはじめ、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携協力して取り組む家庭教育の支援に関する活動の促進を図るものとする。

(相談体制の整備および充実)

第十七条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備および充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報および啓発)

第十八条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析および提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育の支援に関する社会的機運を醸成するため、家庭教育における保護者の果たす役割および社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深めるとともに、意識を高めるために必要な啓発を行うものとする。

3 県は、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための施策の推進、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、家庭教育支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年度、家庭教育の支援に関する施策について取り組む事項およびその実施状況を議会に報告し、公表するものとする。

(家庭教育を实践する日)

第二十一条 県は、家庭教育についての関心と理解を深め、積極的に家庭教育を实践する意欲を高めるため、福井県青少年愛護条例（昭和三十九年福井県条例第十五号）第六条第一項に規定する家庭の日を家庭教育を实践する日として、家庭教育についての関心と理解を深めるための啓発活動その他の事業を実施するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

前文と21条の本文、そして附則からなっている。条文の数としては、茨城県の22条に次いで多くなっている（多くの自治体は17～18条である）。他県の条例で、すべての県が規定している条文は、「目的」「定義」「基本理念」「県の責務」「保護者の責務及び役割」「地域住民の役割」「事業者の役割」「財政上の措置」「親としての学びの支援・推進」「親になるための学びの支援・推進」「人材養成

成」「家庭・学校等・地域等との連携・協力」「相談体制の整備・充実」であるが、それに加えて「市町への支援」「国との連携」「祖父母の役割」「就学前教育の充実」「多様な家庭環境に配慮した支援」「広報及び啓発」「家庭教育を实践する日」「年次報告」が規定されている。ただこれらは他県の条例のいずれかには含まれているもので、福井県独自のものはない。先行する条例を基に、できるだけ多くの条文を設けたと考えられる。

その内容についても同様であって、基本的には他県の条例と同趣旨である（そもそも家庭教育条例は、最初に制定された熊本県（2013年4月）の条例が後続する県・市のモデルとなっており、いずれも共通する内容が多い）。

そのことは「前文」についても言える。以下は熊本県の家庭教育支援条例の前文である。

家庭は、教育の原点であり全て教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊か情操、他人に対する思いやりや善悪の判断など基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域の宝としてそれぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会その他県民みなで子どもの育ちを支えてきた。しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力低下が指摘されている。また、育児の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題をとっている。これまでも、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

ここでは、①家庭教育の意義（全ての教育の出発点、生活習慣・自立心などの育成）②熊本県の状況 ③現在の課題（少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、家庭教育の困難さ）④条例のねらい（家庭教育責任の自覚、家庭教育への多方面からの支援）、という構成になっている。これは福井県でも基本的に踏襲されている。ただし豊橋市を除く全ての県市の条例の前文で述べられていた「家庭（や地域）の教育力の低下」という表現は見られない。これは前文の第二段落で触れられている福井県の状況認識と関係するのであろう。

2 条例審議の過程

記録で確認できる限りで、この条例案について最初に言及されたのは、2019年7月3日の県議会の令和元年第407回定例会においてであった。ここで宮本俊議員（県会自民党）は「家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点であると考えますが、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など家庭の教育力の低下が指摘されております。こうした状況を踏まえ、県も家庭教育の役割や必要性についての認識を明確にするるとともに、学校や地域住民などと一体になって家庭教育を支援していく必要があると考えます。県議会においても家庭教育支援条例の制定に向けて動き始めたところですが、家庭教育の役割と責任について知事の認識を伺うとともに、支援に向けた今後の対応方針について伺います。」と述べている^{*4}。

「家庭教育支援条例」をめぐる近年の動向について

ここでは既に条例制定の動きが始まったことに触れられている、その具体的な記録は確認できなかったが、後に提案理由を説明する西本雅俊議員に加え、田村康夫・鈴木宏治・長田光弘・大森哲男・清水智議・山浦光一郎・細川かをり・渡辺大輔の各議員（細川議員は無所属、渡辺議員は「民主・みらい」所属、その他はいずれも県会自民党所属）によって7月から制定が進められていたのである^{*5}。

同年12月の第409回定例会では提案者の一人から次のような発言がなされた。

[福井県議会令和元年第409回定例会 2019年12月3日]

長田光弘（県会自民党）

今定例会には、教育大綱に基づく具体的な施策のアクションプランとして、県教育委員会が策定する教育振興基本計画の案が示されております。大綱にもありますように、少子高齢化やグローバル化、地域間格差など社会情勢が目まぐるしく変化する中で、福井の風土に根づいた教育文化のよいところは次世代へ継承しつつ、子ども自身の個性に気づかせそれを伸ばしていくような「引き出す教育」や、好奇心や探究心を持って学びをみずから進んで「楽しむ教育」を、地域や家庭などとの幅広い連携、協働のもとで推進していくことが何より重要であります。

その中でも特に家庭教育——県議会においては、現在家庭教育支援条例の制定に向けて鋭意作業を進めているところでありますが、学校が単独で教育力を発揮することが難しい中で、家庭や地域と手を取り合いながら、子どもの成長を社会全体で支えていくことで教育力を高め、福井県の将来を担う志高い子どもを育てていくことが今まさに求められております。

9月定例会における我が会派の代表質問に対し教育長は、「教育上の課題を解決するため、新たな施策を積極的に講じていきたい」と述べられておりましたが、家庭教育の施策一つをとってみても、親としての学びを支援する学習機会の提供や、これから親になるための学びの推進、多様な家庭環境に配慮した支援など、あらゆる施策を教育委員会だけではなく部局の垣根を越え、県が具体的な施策を実行に移していかなければ、大綱に掲げる目指すべき人間像が絵に描いた餅になりかねません。

この時期に家庭教育支援条例制定が提案されたのは、県の教育大綱（2019年10月）が策定され、それを受けた「福井県第3期教育振興基本計画」（2020年3月）の検討が進む中で、家庭教育についても県としての方針を明示することが必要だと判断されたためであると考えられる。

これに対して杉本達治知事から肯定的な回答があり、また教育長からは以下のような答弁がなされた。

豊北欽一（教育委員会教育長）

家庭教育支援の充実に向けた本県の現状と課題、部局横断的な取り組みについては知事から申し上げたとおりでございますが、保育園や幼稚園等で実施しております1日保育体験、また、学校がPTA等と連携した研修会に参加してほしい保護者がなかなか参加してくれないと関係者からお聞きいたします。そのため、定期的な保護者懇談会、例えば小学校では学期ごとに3日ないし4日実施しておりますけれども、そこで成績だけでなく子どもの様子を伝えたり子育ての悩み相談に応じるなど、十分な話し合いを行って教員と保護者の信頼関係を構築するとともに、家庭教育の重要性を伝えていくことが大切であると考えます。

2020年になると、以下のような発言が見られる。

[令和2年予算決算特別委員会2020年3月10日]

田村康夫（県会自民党）

それとも一つ、家庭教育支援条例を、今、いろいろな委員と話をしながら、もうすぐ6月に向けてやっている。法制チェックとかいろいろ、もう少し団体とのあれもあるのですが、家庭が大事である、家庭をもう一回見直してくれという、一つの位置づけだと私は思っているのですが、これをつくった、条例をつくったから少子化が解消されるわけでも何でもありません。

ただ、私は、障がい者の母親に育てられて、小さいとき、2歳のころに障がいを持った母親が、小学校のときに、まだ5年生、何年前か、もう40年前、50年前。あなたは長男の育て方をしている、弟は次男の育て方しているとと言われて、何が何かわからなくて、大学終わったら家に帰らなければいけない。仕事は関係ない。とにかく福井で働いて家へ帰らなければいけないと育てられた。

昔言われたのである、富山の知り合いが、おまえ、「おじ」か「こっば」と言うのである。次男を「おじ」と言うのである。三男を「こっば」と言うのである。長男は「おあんさん」と言うらしいのである。家は、やはり長男、長女が家を守っていくというのが私は基本だと思う。何古臭いこと言っているのだと言われるかもしれない。そのために、それを努力する過程が私は大事だと思うのである。それが絶対ではなくて、それを努力して、やはりだめだったというのである。

だから、親をほったらかし、お墓をほったらかし、空き家がふえる、こういった世の中が少子化も生み、世の中が非常に、秩序も含めて悪くなっていると思うので、改めて家庭という中で、また、お考えというか、気にとめていただけたらありがたいと思う。

田村は県議会議長も務めたベテラン議員であったが、この発言には家庭教育支援条例を推進する立場からの期待がよく現れている。つまり「長子によって継がれていく家の復活」である。そのような家族像を背景として、この条例が提案されたのである。

また条例に関わる同じような趣旨の発言として、以下のようなものもあった。

[令和2年予算決算特別委員会 2020年10月1日]

小堀友廣（県会自民党）

一つ提案させていただく。日本昔話のような話である。

嶺南地方には美浜町早瀬の孝婦伊登の墓、若狭町北前川の佐久間艇長の追孝泉、同じく熊川の孝子与七の碑、小浜には孝女綱の像など、親孝行をたたえる顕彰碑が多くある。今議会では福井県家庭教育支援条例が審議中であるが、2世代、3世代家庭に根づく親孝行は他の地域に誇れるものだと思う。

このような顕彰碑を訪ね、親子で旅行を楽しみ、幸せを実感する旅を「孝街道」と打ち出してはいかがかと思うが、所見を伺う。

さて、条例案が正式に議会に提案されたのは2020年9月であった。提案者は以下のように述べた。

[令和2年第412回定例会2020年9月8日]

西本正俊（県会自民党）

それでは、私から家庭教育支援条例の提案理由の説明をさせていただきます。

「家庭教育支援条例」をめぐる近年の動向について

家庭教育とは、生活習慣を身につけるなど保護者が子どもに対して行う教育であり、全ての教育の出発点であります。近年、全国的な核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景に、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまう、また、独り親家庭の増加や子どもの貧困の顕在化など、家庭教育を行う上で困難な状況が多く見られます。こういった、子どもを取り巻く社会、家庭環境の変化は、児童虐待や不登校などの一因にもなっており、家庭における教育力の向上や、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっております。

本県ではこれまで、全国に比べて高い三世同居・近居率、地域のつながりの強さを背景に、共働き世帯が多い中でも祖父母や地域の協力の下、家庭教育が実践されてきましたが、一方で人口減少や核家族化は本県においても進行しており、家庭教育における不安を抱える家庭の増加が危惧されております。全ての県民が家庭教育の重要性を改めて認識し、保護者が孤立して家庭教育が困難に陥ることがないように、家庭、地域、学校などが連携し、家庭教育支援に関する施策をさらに推進していくことが重要であります。そして、子どものかけがえのない個性を尊重した家庭教育を実現し、生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成、心身の調和の取れた発達に寄与することを目的に当条例案を提出するものであります。

内容的には、条例案の「前文」とほぼ一致したものである。これに対して、以下のような反対討論があった。

[令和2年第412回定例会 2020年9月16日]

佐藤政雄（日本共産党）

さて、今議会には家庭教育支援条例が提案されました。女性団体からは、今議会で拙速な条例制定は行わないよう、要望書が議会に届けられております。私も、子育て中の方や独身の方などから条例案への御意見をお聞きしましたが、総じて保護者への責任の強調、自己責任の強調が強いのではないかと、支援というが自己責任で苦しめられるものになるのではないかと、本当に支援が必要な人に支援が行き届くのかなどの声でした。

実際、今回のコロナ禍で小中高生にも突然の学校休校や夏休み授業など、大きな負荷がかかりました。このような実態は、少なからず家庭にも負荷をかけました。特に独り親家庭では、急に仕事を休まざるを得ないことなどで家計にも大きな影響が出たことなどが報道されております。独り親家庭への新型コロナウイルスの影響についてNPO団体が調査した内容がマスコミでも報道されました。収入減少が7割、収入途絶——なくなった方が約2割。食事を3回から2回とか1回に減らしたとか、親は食事を抜いて子どもだけに食べさせた、などといった回答が少なくなかったといえます。まさに貧困日本の実態が浮かび上がりました。

今求められているのは、自己責任を強調しかねない家庭教育支援条例ではなく、本当に困っている御家庭や子どもたちへの生活支援ではありませんか。福井県の以前の調査でも独り親の貧困問題が指摘されていたではありませんか。

そこでお尋ねいたします。県はコロナ禍で、特に子育て中の独り親家庭、貧困家庭の状況をどのように把握し、どのように支援されたのかお答えください。

ここでは、条例が「自己責任」の強調になり親を追い詰めることになる、経済面などの生活支援こそが必要であると主張されている。これに対する直接の回答はなく、このまま採決を迎えることになるが、西本正俊議員は、改めて条例の意義について以下のように述べていた。

[令和2年総務教育常任委員会及び予算決算特別委員会総務教育分科会 2020年9月23日]

西本正俊（県会自民党）

本条例案の特徴として、この条例案を作成するに当たり、最も重要視したことを3点挙げさせていただく。いずれも、条例第3条の基本理念として規定している事項である。

1点目は、家庭教育の重要性の理解ということである。保護者が子どもの教育についての責任を自覚することはもちろん、祖父母をはじめ、周囲の学校や地域などにおいて全ての県民が家庭教育の重要性を再認識し、社会として家庭教育を支援することが重要である。

2点目は、多様な家庭環境への配慮である。共生社会の実現を目指す本県において、障がい児を持つ家庭や^(ママ)ひとり親家庭など、多様な家庭環境に配慮した家庭教育支援の実現が重要である。

3点目は、幼少期における家庭教育の充実である。三つ子の魂百までという言葉があるけれども、子どもの人格形成において幼少期の教育は極めて重要である。こういった基本理念に基づき、本条例案においては県の責務、保護者の責務及び役割、祖父母や学校、地域住民などの役割などを明らかにするところである。

この後、2020年10月7日の県議会第412回定例会で、佐藤正雄議員（日本共産党）の反対討論と提案者の一人である渡辺大輔議員（民主・みらい）の賛成討論の後、採決が行われ可決された。

3 民間からの意見表明

この条例案に対して唯一民間から行なわれた意見表明は、自由法曹団福井支部の「福井県家庭教育支援条例案に対する反対声明」（2020年9月22日）であった*6。その内容は以下の通りである。

(1 略)

2 福井県家庭教育支援条例案は、あるべき家庭教育を福井県が設定した上で、それを福井県民に徹底する仕組みを可能とするものである。

同条例案ではこのような家庭教育を行うことが保護者の「第一義的責任」とされている（第3条第2項、第7条第1項）。しかし本来家庭教育は家庭内で自由に行われるものであり、子どもをどのように育てるのかという親の生き方の問題に対して公権力が介入すべき問題ではない。愛国心や公共心、規範意識といった公権力にとって都合のよい価値観を「子どもの健全な成長のために必要な生活習慣」として、福井県が「支援」の名のもとに保護者や子どもに押しつける危険が大きい。そうなれば、子どもの思想・良心の自由（憲法第19条）や学習権（憲法第26条など）を著しく侵害することとなる。

また特定の家庭像 福井県が「望ましい」として設定することは、それに当てはまらない多様な個人の生き方を否定することにつながる。あるべき家族の姿は、自由主義社会では自由な討論によって検討されるべきであり、最終的に個人の内心にゆだねられるべき問題である。これは、戦前の家制度を廃止し、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚する家族制度を規定した憲法第24条の精神に反するものである。

3 特に、福井県家庭教育支援条例案は、他県の同種条例と比較しても、家庭の責任、保護者の責任の強調の度合いが高く、とりわけ第3条第1項は、福井県の施策とは無関係に福井県民に特定の考え方を押しつけようとするものであり、憲法第19条の保障する思想・良心の自由にも抵触しかねないものとなっている。今、福井県において求められているのは、貧困や虐待に悩む子どもの支援、DVや貧困等による一人親世帯に対する子育て支援等家庭支援の施策の充実であって、条例制定による家庭教育支援ではない。

「家庭教育支援条例」をめぐる近年の動向について

- 4 以上述べた通り、福井県家庭教育支援条例案は子どもの思想・良心や学習権を侵害する危険が大きく、憲法第24条の精神にも反するものである上に、福井県民全ての思想良心の自由さえも侵害しかねないものである。

よって自由法曹団福井支部は、福井県家庭教育支援条例案の成立に反対する。

ここでは、家庭教育における「親の第一義的責任」の強調や特定の家庭像の強制が、憲法が保障する自由・権利を侵害することになると指摘されているのである。

4 まとめ 家庭教育支援条例をめぐる議論について

以上、福井県家庭教育条例について、県議会の議論を中心に見てきた。圧倒的に制定賛成派が多い状況から、あまり議論は活発にはならなかった。推進派が、家庭教育の現状を踏まえて、その「支援」の必要性を訴えたのに対して、反対派は「自己責任論」「特定の家庭像の強制」の問題を指摘し、生活支援の重要性を論じた。これは他の自治体での議論とほぼ同じである。ただ福井県の場合、家庭教育の現状について肯定的な面（共働きや三世代同居の割合が高いことなど）も意識されていた。また提案者と「親学」との関わりは確認できなかった。

福井県での議論を検討して改めて考えるのは、第一に対話の必要性である。他の自治体でも同様ではあったが、賛成・反対の立場から、お互いに相手の主張に耳を傾け、自らの考えを振り返る契機にするということが全く見られない。例えば「家庭教育における親の第一義的責任」という表現は直接的には教育基本法第10条に基づくものであるが、それが具体的に何を意味するのかということこそ、立場を超えて考え合うべきである。

第二には条例が「特定の家庭像の強制」につながるのか、あるいは「特定の」とはどのようなものであるのかも検討すべきである。もちろん本稿でも触れたように、条例の提唱者の家庭（家族）像が保守的あることは否めない。しかしその点を含めて、家庭像についても議論されることが望ましい。

そして第三には、「支援」の内実である。家庭教育支援条例によって、具体的にどのような施策が実施されるのか（あるいはされないのか）を検証する必要がある。他の自治体では、条例制定以前から取り組まれてきた施策の継続が多かったが、今後新しい方向が出てくるのかどうかは検討課題である。

なお本稿では、家庭教育支援条例制定が提起されながら、制定を行っていない自治体での議論も検討する予定であったが、紙幅の関係により稿を改めることとする。^{*7}

後注

*1 拙稿「改定教育基本法制下における家庭教育の政策動向について：家庭教育支援条例・家庭教育支援法案・『親学』をめぐる」（昭和女子大学近代文化研究所『学苑』929号 2018年3月）同「家庭教育支援条例の制定過程について：地方議会の会議録から」（同『学苑』941号 2019年3月）これらを所収の拙著『現代の家庭教育政策と家庭教育論—これからの子育てと親のあり方』（丸善プラネット 2019年）も参照されたい。

*2 条例の名称は、群馬県は「家庭教育応援条例」、志木市は「子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例」であるが、本稿では内容面から考えて「家庭教育支援条例」に含める。

- *3 条例制定状況の概要については、一般財団法人地方自治研究機構の「家庭教育の支援に関する条例」(http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/105_Support%20of%20Educational%20in%20the%20Home.htm 最終確認 2021年11月30日)を参照のこと。
- *4 以下の会議録は、福井県議会会議録検索サイト (<https://www.pref.fukui.dbsr.jp/index.php/> 最終確認 2021年11月30日)で「家庭教育支援条例」をキーワードとして検索した結果による。なお福井県議会は定員37名(欠員2)のうち女性は2名である。
- *5 総務教育常任委員会及び予算決算特別委員会総務教育分科会(2020年9月23日)での西本正俊議員の発言。
- *6 福井県議会議員さとう政雄ブログ(2020年9月23日)
(<https://blog.goo.ne.jp/mmasaosato/e/2e9af74f35a33b139ad577ac23eca0c5> 最終確認 2021年11月30日)
- *7 拙稿「家庭教育と行政との関係についての教育原理的考察—家庭教育支援条例をめぐる議論から—」(青山学院大学教職課程指導室『青山学院大学教職研究』第9号 2022年3月刊行予定)